

各種助成制度

不妊治療助成事業

保険適用となった不妊治療（体外受精・顕微授精）、男性不妊治療を受けた方へ、交通費と宿泊費を一部助成します。

不妊治療費（先進医療）等助成事業

保険適用となった不妊治療と併用して実施した先進医療が対象です。

新生児聴覚検査費助成事業

新生児の聴こえに関する異常の早期発見と早期療育につなげ、ことばの発達への影響を最小限に抑えることができるよう、検査の費用を助成する制度です。

保健センター ☎72-2733

北海道不育症治療費助成事業

2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある方のうち、道内（札幌市、旭川市、函館市を除く）に住所を有する方、産科又は婦人科を標榜する日本国内の医療機関において、検査又は治療を受けている方。

療育の給付（結核にかかったとき）

18歳未満の児童を対象に、医療の給付制度を受けられます。詳しくは、中標津保健所又は、医療機関のソーシャルワーカー等にお尋ねください。

中標津保健所 ☎72-2168

育児休業給付金

雇用保険被保険者の方が1歳（一定の要件に該当した場合、最大2歳）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと育児休業給付金を受け取ることができます。

根室公共職業安定所 中標津分室
☎72-2544

出産育児一時金

出産に伴い、母親が加入している健康保険から、出生児1名につき50万円（又は48万8千円）が支給される制度です。

社会保険や共済保険に加入の方は、勤務先を通して手続きをしてください。

国民健康保険に加入の方は、**役場国保・高齢者医療係②窓口**にて手続きしてください。

※町立中標津病院の場合、医療相談室が手続き窓口となります。

国民健康保険税の産前産後期間免除制度

中標津町国民健康保険加入者が出産された場合、対象となる方の産前産後期間の国民健康保険税が免除されます。

役場 住民保険課 国保・高齢者医療係
☎74-0844

国民年金保険料の産前産後期間免除制度

国民年金第1号被保険者^(注)の方の産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。

^(注)厚生年金に加入中の方（第2号被保険者）や厚生年金に加入している配偶者に扶養されている方（第3号被保険者）以外の方をいいます。

●令和8年10月からは、育児免除制度が始まります。詳しくは、お尋ねください。

役場 住民保険課 保険年金係
☎74-0845

未熟児養育医療

体の発育が未熟のままで生まれてきた赤ちゃんで、医師が入院・治療が必要と認めた場合、公費で医療費を助成する制度です。（所得制限あり）

産科医療補償制度

お産をしたときに何らかの理由で重度脳性まひの障がいをおった赤ちゃんとその家族のことを考えた仕組みで、看護や介護のための保証金が支払われます。補償の対象児については出生体重や在胎週数等、基準があります。

分娩を取り扱う病院・診療所のソーシャルワーカー等にお尋ねください。